

令和6年度 名寄市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき定めるものであり、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることにより、障害者の自立に寄与することを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 方針の適用範囲

この方針は、本市のすべての部局に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において優先調達の対象となる障害者就労施設等は、次のうち市内に所在し、かつ本市に対し物品等の調達が可能な施設等（以下「対象施設等」という。）とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（上記ア～ウの事業を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障害者優先調達推進法施行令第1条に規定する企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する特例子会社

イ 次の要件をすべて満たす企業等

①障害者の雇用者数が5人以上

②障害者の割合が従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達を推進する物品等

本市において調達を推進する物品等の品目例は、次のとおりとする。記載ないものであっても、対象施設等から調達可能な物品等であれば対象とする。

	種別	品目例
物品	食品類	弁当、パン、菓子類等
	紙製品	封筒、紙袋等
	ビニール製品	名寄市指定ごみ袋等
	木工品	木製玩具、木製文具類
	小物・雑貨類	ストラップ、アクセサリ等（記念品用）
	布製品	制服、作業着、業務用寝具等
	農作物等	じゃがいも、たまねぎ等
	その他	繊維・布革製品等
役務	軽作業	印刷、シール貼り、クリーニング、折り込み等
	清掃作業等	施設清掃、除草作業、除雪等
	分別・解体作業等	資源ごみ回収・分解、リサイクル等
	情報処理	ホームページ作成・テープ起こし等
	その他	加工作業、配布作業等

6 調達の目標

令和6年度の調達目標は、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

（令和5年度実績額 約27,309千円）

7 調達推進方法

- (1) 社会福祉課は障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部局等への情報提供を行う。各部局等はその情報に基づいて可能な限り障害者就労施設等への調達の推進に努める。
- (2) 各部局等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、名寄市財務規則の定めによることとし、また、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約制度の活用を努める。
- (3) 当該各部局等は障害者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注について十分考慮する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、毎年度、取りまとめを行いその内容を公表する。

9 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部社会福祉課とする。